

税の申告をお忘れなく

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種申告書等の郵送によるご提出にご協力をお願いします

★事業主の方は給与支払報告書の提出をお忘れなく

令和3年度(令和2年分)の給与支払報告書は、2月1日(月)までに市役所北庁舎5階市民税課へ提出してください。なお、給与支払報告書には、本人、控除対象配偶者および扶養親族のマイナンバーの記載が必要となります。問市民税課☎214・1009

★申告により市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方へ

所得税の確定申告をすることにより市県民税に適用されますので、市への申告は不要です。所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必ず「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

2年目以降の適用を確定申告により受ける場合は、確定申告書第2表「特例適用条文等」欄に、必ず居住開始年月日等の必要事項を記載してください。

問市民税課☎214・8637(青葉区・泉区)、☎214・8638(宮城野区・若林区・太白区)

★特定配当等に係る所得金額または特定株式等譲渡所得金額の申告のお知らせ

所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市へ「市民税・県民税申告書付表(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)」の提出が必要です。納税通知書が送達されるときまでに提出されない場合、課税方式の選択はできなくなりますので、必ず期限までに提出してください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

問市民税課☎214・8637(青葉区・泉区)、☎214・8638(宮城野区・若林区・太白区)

★償却資産(固定資産税)の申告は2月1日まで

1月1日現在で市内に固定資産税の課税対象となる償却資産(事業用の機械・備品・構築物等)をお持ちの法人または個人の方は、2月1日(月)までに市役所北庁舎1階資産課税課に申告が必要です。申告期限間近は窓口が混み合いますので、お早めに申告をお願いします。申告書の書き方等については、市ホームページでもご覧いただけます。なお、申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。問資産課税課☎214・8619

★新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税・都市計画税の軽減申告は2月1日まで

新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同時期比で30%以上減少した中小事業者等の方は、申告により令和3年度分の償却資産と事業用家屋の固定資産税・都市計画税の軽減を受けることができます。該当する方は、2月1日(月)までにご申告ください。申告期限間近は窓口が混み合いますので、お早めに申告をお願いします。申告書および申告方法等については、市ホームページをご覧ください。問固定資産税新型コロナ特例専用ダイヤル☎214・8804

★令和2年分所得税の確定申告が始まります

◆スマートフォンやタブレット端末から確定申告をお願いします

確定申告の時期は、税務署や申告書作成会場が大変混雑します。スマートフォン(読み取り機能付き)でマイナンバーカードを読み取るか、税務署で発行したIDとパスワードがあれば、自宅等でスマートフォンやタブレット端末から電子申告(e-Tax)で確定申告書を提出できます。詳しくは国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>をご覧ください。

◆申告書作成会場を開設します

●開設日時＝2月1日(月)～3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は開設) ①9:00～16:00②③9:00～17:00 ●会場＝①アズテックミュージアム(太白区中田町字杉ノ下18) ②仙台北税務署(青葉区上杉1-1-1) ③仙台中税務署(若林区卸町3-8-5) ●会場の混雑緩和のため、入場整理券を配布します。混雑状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。入場整理券の配布方法等、詳しくは国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>をご覧ください

◆医療費控除を受けられる方へ

医療費控除を受ける際は、「医療費控除の明細書」を作成して提出する必要があります。領収書の添付または提示では控除は適用されません。なお、領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

◆マイナンバーの記載と本人確認書類の提示等が必要です

確定申告書を提出する際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。問仙台北税務署☎222・8121、仙台中税務署☎783・7831、仙台南税務署☎306・8001

★税理士会による確定申告の無料相談会(予約制)の開催

●期日＝2月6日・13日・20日各土曜日 ●会場＝東北税理士会館(若林区新寺1-7-41) ●対象＝年金や給与と所得がある方および小規模な個人事業経営者(ただし、土地・建物・株式等の譲渡所得のある方、相続・贈与の相談を除く) 申1月20日から2月17日まで予約専用電話☎050・2018・1151(9:30～16:30受け付け。土・日曜日、祝日を除く)で 問東北税理士会☎293・0503

★市県民税の納期限は2月1日です

市県民税第4期分は、お近くの金融機関などで2月1日(月)までに納めてください。口座振替をご利用の方も2月1日(月)に振り替えになります。問収納管理課☎214・1010

★市税の納税の猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入に相当の減少があり、納期限までに納付または納入が困難な方は、1年間市税の納税の猶予を受けることができます。問北徴収課【青葉区】☎214・8152【泉区】☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区】☎214・8153【太白区】☎214・8154

20歳になったら国民年金

20歳になった方には、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」等により、国民年金に加入したことをお知らせいたします。国民年金は老後だけでなく、障害を持ったときにも支給されるほか、加入者が亡くなった場合にはご遺族にも支給され、万一の場合の備えにもなります。保険料の納付が困難なときは、保険料の免除申請ができますのでご相談ください(所得審査があります)。

幼児教育・保育無償化の請求を受け付けています

幼児教育・保育の無償化給付を受けるためには、市への請求が必要です。対象となる方は手続きを行ってください。●対象＝施設等利用給付認定(新2号・新3号)を受けている方で、幼稚園および認定こども園の預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業を利用している方 ●対象となる利用期間＝令和2年10月1日～12月31日 ●請求期限＝1月20日(水) ●詳しくは、市ホームページをご覧ください

お問い合わせください 問仙台市幼児教育無償化事務センター ☎214・8978

国民健康保険の医療費のお知らせを送付します

病院等を受診した際の医療費の総額等を記載した、国民健康保険の「医療費のお知らせ」を、令和2年1月～10月受診分は1月に、11月～12月受診分は3月にお送りします。●お知らせは、確定申告の医療費控除に使用できます ●再発行はできませんので、大切に保管してください 問区役所・宮城総合支所保険年金課、秋保総合支所保健福祉課(☎は10ページ)

はたちの献血

1月・2月は「はたちの献血」キャンペーン期間です。近年、若年層の献血協力者が大きく減少しています。輸血を必要とする方のため、ぜひ献血にご協力ください。

名称	所在地等
杜の都献血ルームA・O	青葉区一番町4-9-18
B・A	TICビル6階 738・9101
アエル献血ルーム	青葉区中央1-3-1
アエル20階	711・20090

問健康安全課☎214・8073

新型コロナウイルス感染症における主な支援制度・相談窓口

市民活動団体向け支援

◆仙台市NPO法人等活動支援金

●対象＝新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、市民活動を行うことを主な目的として設立された団体 ●交付金額＝1団体につき10万円 ●申請期限＝1月29日(金)まで ●申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください 問市民協働推進課☎214・8002

事業者向け相談窓口

◆セーフティネット保証等認定申請特設窓口

セーフティネット保証関連融資および危機関連融資の認定を行う特設窓口を開設しています。●日時＝平日9:00～17:00 ●会場＝仙台パークビル1階(青葉区国分町3-6-1) ●直接会場へ ●保証の種類や申請方法について、詳しくは市ホームページをご覧ください 問地域産業支援課☎214・1003

◆仙台市中小企業応援窓口

国や県等の各種助成金の申請手続き支援やテレワークの導入に関する相談、相談内容に合わせた専門家派遣など、ワンストップで対応します。●日時＝平日9:00～17:00 ●会場＝アエル7階 ●相談は電話または面談(予約制)で受け付けます。詳しくは、ホームページ<https://www.siip.city.sendai.jp/>をご覧ください 申・問仙台市産業振興事業団☎724・1122

ひとり親世帯向け支援

◆ひとり親世帯臨時特別給付金

■基本給付 下記の①～③のいずれかに該当するひとり親世帯(事実婚の方、親族以外の異性と同居している方を除く)に対し、1世帯当たり5万円(第2子以降は1人につき3万円を加算)を給付します。★再支給分として、さらに同額の給付を行います。すでに申請済みの方は、再度の申請は不要です

■追加給付 下記の①②のいずれかに該当するひとり親世帯(事実婚の方、親族以外の異性と同居している方を除く)のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対し、1世帯当たり5万円を追加給付します。

- ①6月分の児童扶養手当を受給している
- ②公的年金等を受給しているため、6月分の児童扶養手当が支給されない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が児童扶養手当受給世帯と同水準になった

※いずれも●申請期限＝2月28日まで ●申請方法＝区役所保育給付課・総合支所保健福祉課で配布する申請書(市ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入の上郵送または持参 ●①に該当する方は基本給付の申請は不要です 問子供保健福祉課☎214・2134

※情報は12月18日現在。その他の支援制度や公金等の減免、最新の情報等については市ホームページをご覧ください